（警察庁長官官房参事官（危機管理企画担当）警視長　筋　伊知朗
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる
（警察庁警備局警備企画課長）
同　桝田　好一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる（以上六月１日）

内閣府

（経済社会総合研究所長）内閣府事務官　岩田　一政
任期を平成二十二年九月三十日まで更新する
（環境省大臣官房付）内閣府技官　原沢　英夫
内閣府技官（参事官（重点分野担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））の併任を解除する（以上五月三十一日）
（環境省大臣官房付）内閣府技官　村上　正吾
内閣府技官（参事官（重点分野担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））に併任する（六月１日）

法務省

川端　博　椎橋　隆幸　渋谷　秀樹
高田　裕成　山下　友信　菅野　博之
同　綿引万里子
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に任命する
任期は平成二十二年十一月三十日までとする（各通）
検事　岩尾　信行
同　上野　友慈　同　小山　太士
同　片岡　康夫　同　小林　英樹
同　團藤　丈士　同　辻　裕教
同　萩本　修　同　林　眞琴
検事兼法務教官　宮地　裕美
検事兼法務事務官　佐竹　毅
同　宮崎　香織
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する
併任の期間は平成二十二年十一月三十日までとする（各通）
検事　岩尾　信行
同　落合　義和　同　勝山　浩暉
同　小林　英樹　同　小山　紀昭
同　杉山　治樹　同　辻　裕教
同　中村　芳生　同　南野　聡
同　林　眞琴　同　森本　宏
同　吉戸　貴司　同　和田　雅樹
検事兼法務教官　石川ひかり
同　岡田　賢吾　同　加藤　裕
同　中山　一郎
検事兼法務事務官　佐竹　毅
同　宮崎　香織
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する
併任の期間は平成二十二年十一月三十日までとする（各通）（以上六月１日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　餘多分亜紀
東京家庭裁判所判事に補する（五月三十日）

皇室事項

認証官任命式

五月三十一日午後六時四十分、宮中において、検事長小貫芳信の認証官任命式が行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月三十日午前十時三十分御出門、御視察のため、迎賓館赤坂離宮（港区）へ行幸啓、午後二時四十六分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、五月三十一日午前十時八分御出門、第六十六回日本芸術院授賞式並びに御臨席のため、日本芸術院会館（台東区）へ行幸啓、同十一時四十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、六月二日イタリア国の共和国創立記念日につき、同月１日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

電波監理審議会の審理の開始について

電波法（昭和25年法律第131号）第86条の規定により審理を開始することとなったので、同法第88条第２項の規定に基づき公告します。
平成22年６月３日
電波監理審議会
主任審理官　佐藤　歳二
１　事案の要旨　総務大臣が行った平成22年総務省告示第22号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成22年付議第１号）
２　期日　平成22年７月７日（水）午後１時30分から
３　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）会議室
４　主宰する審理官　主任審理官　佐藤　歳二
５　審理への参加手続　この審理に関する手続に参加人として参加しようとする利害関係者は、住所（郵便番号及び電話番号を付記してください。）、氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者名）、参加の趣旨（この異議申立ての結果によって生ずる利害及びこれに関連して審理に際し述べようとする具体的な意見）及び参加希望の旨を記載した参加申立書を電波監理審議会主任審理官あて（郵便番号100―8926 東京都千代田区霞が関２丁目１番２号総務省内）に平成22年６月18日（金）（必着）までに提出してください。
なお、参加の許否については、おって通知します。
６　その他　１の事案については、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成６年郵政省令第68号）第３条の規定に基づき、「総務大臣が行った平成18年総務省告示第617号、平成18年総務省告示第646号、平成18年総務省告示第679号及び平成18年総務省告示第683号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第１号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第146号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第２号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第242号及び平成19年総務省告示第293号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第３号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第349号及び平成19年総務省告示第439号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第４号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第524号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第22号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第556号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第23号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第682号及び平成20年総務省告示第13号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成20年付議第３号）」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第126号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成20年付議第４号）」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第239号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成20年付議第６号）」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第518号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成20年付議第９号）」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第649号及び第657号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成21年付議第２号）」、「総務大臣が行った平成21年総務省告示第135号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成21年付議第５号）」、「総務大臣が行った平成21年総務省告示第483号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成21年付議第６号）」及び「総務大臣が行った平成21年総務省告示第483号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成21年付議第７号）」の事案と併合して行います。
不明な点については、総務省総合通信基盤局総務課（電波監理審議会事務局）（電話番号03―5253―5829）へお問い合わせください。